

別表第1(第2条関係)

利用者負担金徴収基準額表(1号認定子ども)

各月初日の教育を受ける児童の属する世帯の階層区分			利用者負担月額
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0
B	1	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯
	2	A階層及びB1階層を除く世帯	
C1	A階層を除き、当該年度の4月から8月分までの額の算定にあつては前年度分の、9月から3月分までの額の算定にあつては当該年度分の市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯		48,600円未満
C2			48,600円以上 77,100円以下
C3			77,101円以上 97,000円未満
C4			97,000円以上 169,000円未満
C5			169,000円以上 211,200円以下
C6			211,201円以上